（変更の届出）

第四十五条　［略］

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一　法第百五十六条の二十の十七第一項第二号又は第三号イからハまでに掲げる事項の変更　第四十条第三項第二号ヌに掲げる書類

二　法第百五十六条の二十の十七第一項第三号ニに掲げる事項の変更　次に掲げる書類

イ　第四十条第三項第二号ハ、ヘ及びヌに掲げる書類

ロ　［略］

三　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信託業法施行規則の一部改正）

第十五条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（心身の故障のため信託業に係る職務を適正に執行することができない者） **第七条の二**　法第五条第二項第八号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため信託業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （心身の故障により株主の権利を適切に行使することができない者） **第七条の三**　法第五条第二項第九号イ及び同項第十号ハ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により株主の権利を適切に行使するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （心身の故障により信託契約代理業を適正に行うことができない者） **第七十二条の二**　法第七十条第一号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により信託契約代理業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 2　法第七十条第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により信託契約代理業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者） **第八十条の二**　法第八十五条の二第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （割合の算定） **第八十条の二の二**　法第八十五条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第八十条の十四第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはそ	［条を加える。］ ［条を加える。］ ［条を加える。］ ［条を加える。］ （割合の算定） **第八十条の二**　法第八十五条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第八十条の十四第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内

（変更の届出）

第四十五条　［同上］

2　［同上］

一　法第百五十六条の二十の十七第一項第二号又は第三号イからハまでに掲げる事項の変更　第四十条第三項第二号リに掲げる書類

二　［同上］

イ　第四十条第三項第二号ハ、ホ及びリに掲げる書類

ロ　［同上］

三　［同上］